

令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日より令和 9 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 全日本書道連盟

公益目的事業 1

書道に関する講演講習会事業および地域書道団体に対する助成金給付事業

1. 講演講習会事業

(1) 夏期書道大学講座の開催

(8月7日(金)～8月9日(日)、於：池袋サンシャインシティ)
書を専業とする方から趣味として経験のある方まで、誰でも受講可。
実技中心の講習会で、講師は連盟役員が担当する。

(2) 書写書道教育講演会の開催 (6月4日(木)、於：上野精養軒)

研究者、専門家または連盟役員が講師を担当、誰でも聴講可。

(3) 書道講演会の開催 (日程／会場 未定)

研究者、専門家または連盟役員が講師を担当、誰でも聴講可。

(4) 講演・講習会等への講師派遣

地域や組織等からの要望により、書道講演・実技講師を派遣する。

(5) 書写書道教育確立のための情報資料収集ならびに調査研究

2. 助成金給付事業

(1) 助成事業 (連盟会員からの申請により、助成の可否や助成額を審議)

各都道府県、地域で組織される書道団体が主催する講演会、講習会等事業運営に
対して経済的助成を行うことにより、全国書道団体の活性化、書写書道教育の
充実発展に繋げる。

(2) 展覧会、講習会、講演会などの事業に対する後援

連盟会員が主催に加わる展覧会であれば名義使用、賞状交付とも無料。

公益目的事業 2

日本赤十字社へ、募金による社会貢献活動への協力奉仕

(1) 社会事業に協力のための「助けあい募金」実施 (11月～12月)

当連盟役員を中心に寄付金を募り、収益金は社会事業に役立てていただくため、
日本赤十字社に寄託する。

相互扶助事業 1

書写・書道教育推進協議会への協力事業、日本書道ユネスコ登録推進協議会への協力
事業、海外との交流事業、福利厚生事業、会報発行事業

(1) 書写・書道教育推進協議会

小・中・高等学校における書写・書道教育のさらなる充実に向け、事務局を
本連盟に置き、運動を推進していく。

書写・書道の授業が確実に実施されるよう活動を継続する。

【構成団体】 公益社団法人 全日本書道連盟
公益財団法人 全国書美術振興会
全日本書写書道教育研究会
全日本高等学校書道教育研究会
全国大学書写書道教育学会
全国大学書道学会

(2) 日本書道ユネスコ登録推進協議会

「書道」が、国際連合教育科学文化機関（＝ユネスコ）の、「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」に記載されることを目的として、推進運動を継続していく。

【構成団体】 公益社団法人 全日本書道連盟
公益財団法人 全国書美術振興会
公益社団法人 日本書芸院

(3) 海外との交流

特に中国の書道窓口となる中国書法家協会とは、交互に代表団を派遣しあうなど書道交流を通して友好親善を深めている。

同協会と綿密に連絡を取り、さらに交流を継続する。

(4) 中国との書道交流を希望する団体または会員への便宜供与方の斡旋

(5) 会員の福利厚生（文芸美術国民健康保険の取り扱い）

本連盟は 1956（昭和 31）年より同国保組合に団体加入しており、連盟会員で、かつ書に専従する方を対象に同国保加入の斡旋をしている。

(6) 会報の発行（年 3 回） 第 177 号～第 179 号